

汚染土壌処理業許可証

複写

住所 神戸市東灘区魚崎浜町16番地7
名称 株式会社 セーフティーアイランド
代表者 代表取締役 赤澤 一憲

土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神戸市長 久元 喜造



許可の年月日	令和7年10月5日												
許可の有効期限	令和12年10月4日												
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	株式会社 セーフティーアイランド												
汚染土壌処理施設の設置の場所	神戸市東灘区魚崎浜町16番地7 (地番: 16番7、16番11)												
汚染土壌処理施設の種類	① 分別等処理施設 (異物除去) ② 浄化等処理施設 (浄化) ③ 分別等処理施設 (異物除去)												
汚染土壌処理施設の処理能力	① 分別等処理施設 (異物除去) 30 t / 時間、300 t / 日 (10時間) ② 浄化等処理施設 (浄化 (抽出-洗浄処理)) 30 t / 時間、300 t / 日 (10時間) ③ 分別等処理施設 (異物除去) 178 t / 時間、1780 t / 日 (10時間)												
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	① 分別等処理施設 (異物除去) <table><tr><td>受け入れられる特定有害物質</td><td>カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物</td></tr><tr><td>受け入れられる特定有害物質の汚染状態</td><td>濃度の上限値はなしとする</td></tr></table> ② 浄化等処理施設 (浄化 (抽出-洗浄処理)) <table><tr><td>受け入れられる特定有害物質</td><td>カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物</td></tr><tr><td>受け入れられる特定有害物質の汚染状態</td><td>濃度の上限値はなしとする</td></tr></table> ③ 分別等処理施設 (異物除去) <table><tr><td>受け入れられる特定有害物質</td><td>カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物</td></tr><tr><td>受け入れられる特定有害物質の汚染状態</td><td>濃度の上限値はなしとする</td></tr></table>	受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする	受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする	受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする
受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物												
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする												
受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物												
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする												
受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物												
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする												
変更の内容	平成22年10月5日: 当初許可、平成25年8月23日: 変更許可 (構造)、平成27年11月25日: 更新許可、平成30年11月16日: 変更許可 (構造)、令和2年12月28日更新許可、令和4年7月6日: 変更許可 (構造・種類)、令和7年10月5日更新許可												

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。